最終更新日:2015年11月10日
テンプホールディングス株式会社
代表取締役社長 水田 正道
問合せ先:03-3375-2220(代)
証券コード:2181
http://www.temp-holdings.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーから信頼され続けるとともに、社会に貢献できる企業を目指すために、
経営の透明性や健全性に加え、社会倫理と法令遵守に基づいて行動する企業風土を醸成し堅持するための体制作りを進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

・原則4-8(独立社外取締役の有効な活用)
当社は、独立社外取締役が高い見地と経験に基づき、業務執行者から独立した立場において経営を適切に管理監督することが、当社の企業価値を中長期的に高めることと強く認識しております。現時点において、その認識に基づく候補者選任に至っておりませんが、機関設計を含め、当社にとって適切な独立社外取締役の確保に鋭意努めてまいります。

・補充原則4-11-3
当社は、取締役会の意見に基づき、会議における審議時間の拡大及び資料の事前配信徹底など審議の効率化・活性化に取り組んでおります。今後も更なる実効性を高める改善を図るとともに、取締役会全体に対する分析・評価方法の確立に向け意見集約を図るなど検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

・原則1-4(いわゆる政策保有株式)
<保有の目的・基本方針>
当社は、取引関係の維持・発展が当社グループ戦略上重要であり、当社の企業価値を中長期的に高めると判断する株式を政策保有株式として保有いたします。なお、純投資目的での株式保有は行いません。

<検証の基本方針・基準>
当社は、政策保有株式について、株式保有先企業の財務・非財務情報を定期的に確認し、保有することによる中長期的な経済合理性やリスクなどについて取締役会で議論いたします。
1.政策保有株式の保有目的の合理性、適切なリターンはあるか
2.株価変動による財務健全性への影響が限定的であるか

<議決権行使の基本方針>
当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の内容が株式保有先企業の企業価値向上に資するかどうかに加え、同社のコーポレートガバナンスの整備状況やコンプライアンス体制等を総合的に勘案し、適切に判断いたします。

・原則1-7(関連当事者間の取引)
取締役における競業及び関連当事者間の取引については、当社の利益を損なうことがないよう、会社法に従い、取締役会規程にて取締役会の決議事項に定めております。また決議に基づき当該取引を実施後は、速やかに取締役会へ報告するものと定めております。なお当社取締役会長である篠原欣子は、主要株主でありますが同者と当社グループにおける取引については、上記に基づき適切な手続きを経ております。

・原則3-1(情報開示の充実)
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は、「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」を経営理念に掲げ、テンプスタッフ株式会社として創業してから42年を迎えております。日本国内の労働人口の減少など、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、人材サービス産業に対する社会的な期待は大きく高まってきております。そのような中、私たちは2015年7月、新たにビジョン「人と組織の成長創造インフラへ」とテンプグループ5つの行動指針「誠実(すべてのことに、真摯に向き合おう)」「顧客志向(信頼を得て、お客様の期待を超えよう)」「プロフェッショナリズム(志し高く、磨き続けよう)」「チームワーク(多様性を活かし、組織の成果を最大化しよう)」「挑戦と変革(自ら考え、行動し、変化することを楽しもう)」を定めました。これは、私たちが、どのような企業でありたいのか、どのような価値観を大切にするのかを明らかにしたものであります。これらの経営理念、ビジョン、行動指針を当社グループ全体の旗印として掲げ、変わり続ける社会をリードし、はたらくを楽しむ社会を実現し、社会発展に貢献してまいります。また、2017年3月までの中期経営計画を発表しており、私たちがどのように世の中や顧客に対してその価値を提供するのかを定めております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
<基本的な考え方>
当社は、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など、全てのステークホルダーに対して誠実に向き合い、また、経営理念、ビジョン、テンプグループ5つの行動指針に基づき真摯に経営を行うことで、当社の企業価値を永続的に発展させていきたいと考えております。そのためには、透明、公正、適切なコーポレートガバナンスを行うことはもっとも重要なことであると考えております。

<基本方針>
1.株主の権利・平等性の確保
株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使が可能となるような環境整備に努めます。

2.株主以外のステークホルダーとの適切な協働
テンプグループ行動指針のもと、ステークホルダーから信頼され続けるとともに、社会に貢献できる企業を目指します。
3.適切な情報開示と透明性の確保
法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、法令に基づく情報開示以外も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4.取締役会の責務
経営の透明性や健全性に加え、社会倫理と法令遵守に基づいて行動する企業風土を醸成し堅持するための体制づくりを進めてまいります。
5.株主との対話
財務担当役員の下にIR担当部門を設置し、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材に積極的に応じてまいります。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役の報酬等は、予め株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保にも配慮し、基本報酬(月次・定額)と賞与(年次・業績連動)を、取締役会が代表取締役社長に一任して決定しております。賞与については、主に連結及び担当領域の売上高及びEBITDA等を指標としており、金額を決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役並びに監査役は、代表取締役社長または他の取締役による推薦者が、役員規程に定める選任基準を満たす事を確認した上で取締役会に諮り、その決議をもって役員候補者の内定とし、株主総会の決議により決定しております。なお、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出する際は、監査役会の同意を得ております。役員規程に定める選任基準は以下に記載のとおりです。

1.業務・業界に精通している、または必要な分野における知識及び見識を有すること
2.人格に優れ、高い倫理観を有し、会社の役員としてふさわしい者であること
3.任期を全うすることが可能であること

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社の取締役並びに監査役候補者の指名を行うに当たっては、選任基準を満たす者の中から、取締役会・監査役会の全体としての実効性を確保するために必要な人数や多様性に関する構成を踏まえて、指名しております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、株主総会招集通知に記載されておりますが、今後社内取締役及び社内監査役の選任理由も同様に開示する予定です。

・補充原則4-1-1
当社は、法令や定款で定められた事項に加え、経営理念、ビジョンに基づく中期経営計画の策定、多額の投資の実行、その他重要な意思決定を取締役会で行っており、取締役会規程等に定めております。そして、これらを除く当社の業務執行に関する決定は、代表取締役社長をはじめとする当社の経営陣に委任しております。

・原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、独立社外取締役の選任に当たり、会社法及び東京証券取引所が定める資格を充足し、かつ株主の皆様と利益相反が生じないことをその条件と考えております。なお、今後必要に応じて独自の独立性判断基準の策定を検討いたします。

・補充原則4-11-1
当社の取締役及び監査役は、各々が有する多様な専門知識や経験などのバックグランドを発揮し、相互に補完する事により、取締役会及び監査役会全体としてのバランスを備えております。また、最も効果的・効率的に運営できる適切な人員数として、取締役会は10名以内、監査役会は5名以内で構成しております。取締役及び監査役の選任に関する方針・手続の開示については、原則3-1(4)に記載のとおりです。

・補充原則4-11-2
当社の取締役及び監査役並びにその候補にかかる重要な兼職の状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書で毎年開示しております。

・補充原則4-14-2
取締役・監査役については、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から選出しており、就任に際し、会社概要、経営戦略、財務戦略、重点監査項目等の基本情報を共有しております。また、就任後も市場動向や関連法規の情報交換など、トレーニングを継続的に行っております。

・原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)
当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主・投資家との対話が重要であると考えております。対話を通じて当社の経営方針・経営計画・事業戦略に対する理解を深め、また議論することで、経営の透明性を高め、活性化を促進するとともに、財務状況を、適時性・公平性・正確性・継続性に配慮して分かり易く提供することで、情報ギャップを可能な限り解消し、信頼と適切な評価を得ることを目指しております。

＜株主との建設的な対話を促進するための方針＞
1.統括する経営陣の指定
財務担当役員をIR統括責任者に指定する
2.有機的な連携の為の方策
財務担当役員及びIR担当者は、建設的な対話の実現のため、社内部門と協力して対応する
3.個別面談以外の対話の手段
決算説明会を中間・期末の年2回開催するほか、定期的に社長・財務担当役員出席のスモールミーティングを実施し、理解醸成に努める
4.株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
財務担当役員及びIR担当者は、対話を通じて得た株主の意見を、必要に応じて経営陣幹部へフィードバックを行い、課題認識を共有することに努める
5.対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
財務担当役員及びIR担当者は、インサイダー情報が外部へ漏洩することを防止するため、情報管理責任者と連携を図り情報管理を徹底する

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
篠原 欣子	19,277,200	26.19
一般財団法人篠原欣子記念財団	4,100,000	5.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,894,500	5.29
ケリーサービスジャパン株式会社	3,035,600	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,857,100	2.52
彌富 よしみ	1,812,800	2.46
BNYM TREATY DTT 15 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	1,327,686	1.80
MSIP CLIENT SECURITIES 常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1,265,919	1.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,232,000	1.67
ウーマンスタッフ有限会社	1,206,000	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は、2015年3月31日現在の状況です。

2. フィデリティ投信株式会社から2014年5月9日付の大量保有報告書(特例対象株券等)の写しの送付があり、2014年4月30日現在で3,798,153株(発行済株式総数の5.17%)の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

3. 株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及びエム・ユー投資顧問株式会社から、2014年8月4日付の大量保有報告書(特定対象株券等)の写しの提出があり、2014年7月28日現在でそれぞれ1,232,000株(当該大量保有報告書の提出時点の発行済株式総数の1.68%)、890,780株(同発行済株式総数の1.21%)、466,500株(同発行済株式総数の0.63%)、120,800株(同発行済株式総数の0.16%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
Carl T. Camden	他の会社の出身者							○		○		

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
Carl T. Camden		同氏がプレジデント＆CEO、取締役を務めるKelly Services, Inc. と当社は株式取得契約に基づき、当社役員1名が同社のボードメンバー(取締役)に就任しております。	業界先進国における豊富な経験に基づく、専門的かつ適切なアドバイスを当社の事業経営に活かすため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人が実施する財務諸表監査、四半期レビュー及び内部統制監査の都度、会計監査人から結果の報告を受けております。
また、監査役と会計監査人は、定期的に意見交換を行い、必要に応じて監査役による会計監査人監査の立会い、説明の要請等、
適宜実施しております。 内部監査部門としては、代表取締役社長の直属機関として、監査部を設置し、業務執行の正当性、
法令遵守の観点から当社グループ全体の監査を行います。また、重要な事項については、監査役へ適切に報告する体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
荒井 薫	公認会計士													
玉越 良介	他の会社の出身者													
進藤 直滋	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 薫	○	取引関係、人的関係、その他利害関係はありません。	公認会計士として会社財務に精通し、経営者としても会社経営全般にわたる豊富な指導経験を有しておられることから、会計的な識見に基づく意見の提示等、経営の健全性確保のための監査機能及び役割を果たしていただけるものと考え、選任しております。 また、当社グループ及び経営者等の特定の利害関係者との取引関係並びに利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
玉越 良介		同氏が特別顧問を務める株式会社三菱東京UFJ銀行と当社は預金等の経常的な取引がありますが、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	金融機関の経営者としての長年の経験により会社経営に間する豊富な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。
			公認会計士としての職務により高度な専門知識を有しておられ、また実務経験に基づいた深い知見を有しておられることから、成長を続ける当社グループの監査体制強化に向け、

進藤 直滋	○	取引関係、人的関係、その他利害関係はありません。	その職務を適切に遂行していただけるものと考え、選任しております。 また、当社グループ及び経営者等の特定の利害関係者との取引関係並びに利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、職責の重さと成果の双方を反映して、決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年３月期(第７期)役員報酬の合計175百万円
内訳) 取締役に支払った報酬:151百万円(うち社外取締役:-)、監査役に支払った報酬:24百万円(うち社外監査役:18百万円)
なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める旨定款に定めております。取締役の報酬総額は年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)とし、監査役の報酬総額は年額100百万円以内とする旨、2009年6月25日開催の定時株主総会において決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役においては、取締役会資料等の英文翻訳を行い、事前配布及び情報伝達を行っております。
また、社外監査役においては、監査役会に専任の担当者を配置し、監査役会資料等の事前配布及び情報伝達、
関係資料の収集並びにとりまとめ等を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〔ガバナンス体制の概要、監査役の機能強化等について〕
当社は、監査役設置会社であり、取締役6名(女性1名・男性5名)で取締役会を、監査役4名(女性1名、男性3名)で監査役会を構成しており、

このうち社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。監査役の機能強化の取り組みとしては、取締役及び重要な使用人との意見交換会を実施するなど、経営監視機能の強化に努めております。

〔業務執行体制の概要及び運用状況について〕
取締役会規程に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催いたします。また、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営会議を原則として月2回開催し、当社グループの全般的な重要事項について審議いたします。
監査・監督の状況として、取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行います。また、監査役は、取締役会への出席や業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監督を行います。内部監査部門は、事業活動の効率性及び有効性、グループ全体の法令・定款並びに社内規程の遵守体制の有効性について監査を行います。また、是正・改善の必要がある場合は、すみやかにその対策を講じるように適切な指摘や指導を行い、被監査会社又は被監査部署においては、内部統制の推進部署あるいは主管部署等と連携して改善を図るものとしております。

〔監査役の機能強化について〕
当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役3名で構成されています。社外監査役のうち1名は公認会計士の資格を有し、またもう1名は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、取締役6名、監査役4名のうち、社外取締役として1名、社外監査役として3名選任しており、それぞれ独立した専門的立場から、監視、監査的機能が働いており、外部からの経営監視機能は十分有効であると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程で定時株主総会を開催するよう努めております。 （2015年3月期定時株主総会日：6月19日）
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）を英文で作成しホームページに掲載しております。
その他	個人株主向けホームページの開設や株主通信の発行を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRの目的、基本方針、基本姿勢、情報開示の方法、業績予想及び将来の見通し等のIRポリシーをホームページにて開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会を半期毎、年2回開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、決算説明会のスライド、株主通信等のIR資料を英文も含めて掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	グループ財務部に担当者を配置しております。	
その他	アナリスト・機関投資家への個別訪問を随時実施しております。 また、海外投資家に対しては電話ミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業理念に「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」を掲げ、仕事を通じ、人々の成長を支援しております。その他、社会貢献活動として、障がい者雇用支援、障がい者アスリートの就労支援、海外留学奨学生制度等を実施しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のホームページにて、ディスクロージャーポリシーを掲載し、情報をわかりやすく、公平かつ適時・正確に提供することを基本方針としております。
その他	＜女性の活躍の現状＞ 当社は、会長の篠原が女性のための事業を起こしたことから始まっており、採用や昇格をはじめとする、あらゆる場面で性別に関係なく、実力や成果に応じた評価をしています。 取締役会は社内取締役5名（うち女性1名）、社外取締役1名（うち女性0名）の計6名、 監査役会は社内監査役1名（うち女性0名）、社外監査役3名（うち女性1名）の計4名で構成しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針について、次のとおり定めております。

1. 当社および子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、グループコンプライアンス基本規程を制定し、当社グループ各社のコンプライアンス体制の整備並びにコンプライアンスの実践に努める。
(2) 当社は、グループ全体のコンプライアンスを統括する部署を当社に設置し、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を取締役会に報告する。
(3) 当社は、当社グループの役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
(4) 当社は、法令・定款等の違反行為を予防・早期発見するための体制として、当社のコンプライアンス統括部署を窓口とするグループ内部通報制度を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。また、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧が可能な状態を維持する。

3. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、執行役員制度を導入することで業務執行責任を明確化し、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図る。
(2) 当社は、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営会議を原則として月2回開催し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。
(3) 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
(4) 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
(5) 当社は、経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

4. 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 取締役および執行役員は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に把握・評価し、毎事業年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるようグループリスク管理規程を制定する。
(2) 当社は、大規模地震等の危機の発生に備え、危機管理規程を制定し、グループにおける危機管理体制の整備、危機発生時の連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、グループの企業価値を最大化する観点から、関係会社に対する適切な株主権の行使を行う。
(2) 当社は、関係会社管理規程において、関係会社における経営上の重要事項の決定を事前承認事項とし、また、関係会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
(3) 内部監査部門は、グループ全体の法令・定款および社内規程の遵守体制の有効性について監査を行う。また、是正・改善の必要がある場合、すみやかにその対策を講じるように適切な指摘や指導を行う。
(4) 当社グループの役員および使用人は、当社に設置した内部通報窓口を利用することができる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の職務を専属的に補助する使用人を配置する。当該使用人に対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。また、当該使用人に関する人事異動、人事考課および懲戒処分等は、監査役の同意を得たうえで行う。

7. 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、事業および内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。
(2) 取締役および使用人は、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告する。
(3) 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはその恐れのある事実を知ったときは、速やかに当社の子会社担当部署に報告する。当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から報告を受けた事項について、速やかに当社の監査役に報告する。
(4) 当社は、内部通報制度の適用対象に当社グループ各社を含め、当社グループにおける法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、就業規則等の社内規程において、従業員が、監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱い

を受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを明示的に定める。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、必要に応じて取締役及び重要な使用人に対して報告を求め、代表取締役社長、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換の実施を求めることができる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 当社は、財務報告の信頼性および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
(2) 当社グループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、社内の必要な手続きおよび承認を得て、当社に財務情報を提出する。
(3) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、社内の必要な手続きおよび承認を得て、財務情報を社外に公表する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制
(1) 当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し一切の関係を遮断する。
(2) 当社は、主管部署を定め、所轄警察署や特殊暴力防止に関する地域協議会等から関連情報を収集し不測の事態に備えるとともに、事態発生時には主管部署を中心に外部機関と連携し、組織的に対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し一切の関係を遮断します。
また、当社は、主管部署を定め、所轄警察署や特殊暴力防止に関する地域協議会等から関連情報を収集し不測の事態に備えるとともに、事態発生時には主管部署を中心に外部機関と連携し、組織的に対処します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実については、情報を迅速かつ公平に開示することを基本とし、情報の適時開示を行う体制を整えております。

【決定事実】
決定事実は、グループ経営管理部においてとりまとめ、取締役会において承認の後、情報取扱責任者がグループ財務部に開示の指示を行い、速やかに公表されます。

【発生事実】
発生事実(リスク情報含む)は、関連部署及び子会社が発生を認識した時点で速やかにグループ経営管理部を経由して代表取締役に報告がなされ、開示の検討並びに判定を行い、開示が必要な発生事実に関しては、情報取扱責任者に開示の指示がなされ、グループ財務部にて速やかに開示する体制としております。

【決算関連情報】
決算関連情報は、四半期を含む決算内容及び業績・配当予想の修正等の情報をグループ財務部が原案をとりまとめて報告を取締役会に諮り、その承認を経て情報取扱責任者に対して指示がなされた後に、グループ財務部にて速やかに開示する体制としております。